

[事案 2022-45] 既払込保険料返還等請求

・令和5年1月4日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年11月に乗合代理店を通じて契約した個人年金保険（契約者は自分、被保険者および年金受取人は配偶者）について、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。それが認められない場合は、契約時に遡って年金受取人を自分に変更してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、年金受取人を配偶者として税制適格特約を付加した場合に、毎年年金保険料の所得税控除が受けられると説明された一方で、年金受給時に贈与税が発生することは説明がなかった。
- (2) 貯蓄目的で加入したにもかかわらず、募集人は贈与税に関する事項を秘匿していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込時、被保険者および年金受取人を契約者の配偶者とした場合には、年金受給権取得時に贈与税がかかる旨が明記された契約のしおり・約款を申立人に交付しており、贈与税に関する情報提供をしている。
- (2) 募集人が贈与税に関する事項を秘匿するなど、不適正な販売がなされた事実は確認できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、金融資産を減らさずに運用することを募集人に求めていたが、高額な贈与税が発生しており、申立人のニーズに合致していない。
- (2) 保険会社に税務に関する説明義務はないものの、税制適格特約のみを口頭で説明し、贈与税については説明しないことで、結果として、税制適格特約を付加した方が有利であるという誤った認識を申立人が抱く危険性があったといえる。